破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第３８６号
山梨県甲府市上石田４丁目５番20号　上石田バイオレット202
破産者　仲川　和典
１　破産債権の届出期間　平成24年４月19日まで
２　一般調査期日　平成24年６月25日午後２時
平成24年３月19日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８７６６号
三重県名張市赤目町丈六162番地
破産者　山口小夜子
１　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
２　一般調査期日　平成24年５月24日午後４時
平成24年３月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１７号
大阪市東住吉区杭全７丁目６番４号
破産者　西牟田　修
１　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
２　一般調査期日　平成24年５月17日午後４時
平成24年３月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１号
佐賀県佐賀市南佐賀１丁目16番27―404号
破産者　堤　　俊哉
１　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
２　一般調査期日　平成24年５月23日午後３時
平成24年３月21日
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目19番22―303号　渡名喜アパート
破産者　石原　　馨
１　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
２　一般調査期日　平成24年５月17日午前11時30分
平成24年３月22日　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第８４８４号
大阪市中央区久太郎町２丁目５番31号
破産者　株式会社ミルクリークホームズ
１　破産債権の届出期間　平成24年４月27日まで
２　一般調査期日　平成24年６月１日午後３時
平成24年３月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２１４号
大阪市都島区中野町５丁目13番３―606号、前住所大阪市中央区内本町２丁目４番10―802号
破産者　辻　　義光
１　破産債権の届出期間　平成24年４月27日まで
２　一般調査期日　平成24年５月31日午後４時
平成24年３月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０５号
茨城県ひたちなか市平磯町６番地１
破産者　関　　哲也
１　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
２　一般調査期日　平成24年６月13日午前10時30分
平成24年３月21日　　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４５号
京都府亀岡市西別院町犬甘野小谷11番地
破産者　有限会社健勝館
１　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
２　一般調査期日　平成24年７月11日午前10時
平成24年３月21日
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第８号
愛媛県宇和島市吉田町白浦2393番地１
破産者　中村　博史
１　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
２　一般調査期日　平成24年６月７日午前10時
平成24年３月22日
松山地方裁判所宇和島支部

破産債権の特別調査期日

平成２１年（フ）第７５１号
愛知県岡崎市小呂町字６丁目７番地１
破産者　立峯株式会社
特別調査期日　平成24年５月７日午後４時５分
平成24年３月22日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２６号
山口県岩国市周東町下久原872番地１
破産者　京條　利次
異議申述期間　平成24年５月１日まで
平成24年３月22日　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１４１号
島根県雲南市大東町大東1712番地
破産者　景山　　猛
異議申述期間　平成24年５月21日まで
平成24年３月21日　　松江地方裁判所民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第９７３４号
東京都渋谷区松濤１丁目９―10
破産者　元田　清子
免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
平成24年３月19日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０１１号
東京都港区西新橋３丁目16番11号
清算株式会社　第二クオンシステム株式会社
代表清算人　永田　拓磨
１　決定年月日　平成24年３月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０１２号
東京都港区西新橋３丁目16番11号
清算株式会社　株式会社プロテック
代表清算人　永田　拓磨
１　決定年月日　平成24年３月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第３００２号
大阪府泉佐野市りんくう往来北１番地
清算株式会社　大阪りんくうホテル株式会社
１　決定年月日　平成24年３月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第２２号
大阪府豊中市勝部１丁目82番１
再生債務者　株式会社ゼロム
特別調査期間　平成24年４月９日から平成24年４月11日まで
平成24年３月19日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第７号
堺市西区築港新町３丁28―18、開始決定時の本店所在地大阪府大阪狭山市大野台４丁目28番11号
再生債務者　株式会社岡本スチール
１　決議に付する再生計画案　平成24年３月19日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成24年５月８日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年４月24日
平成24年３月19日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第１号
新潟県阿賀野市南安野町５番15号
再生債務者　山崎パイル株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年３月21日
新潟地方裁判所新発田支部

再生手続終結

平成２０年（再）第４６号
岡山県井原市野上町438番地６
再生債務者　株式会社井原エンタープライズ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年３月19日
大阪地方裁判所第６民事部